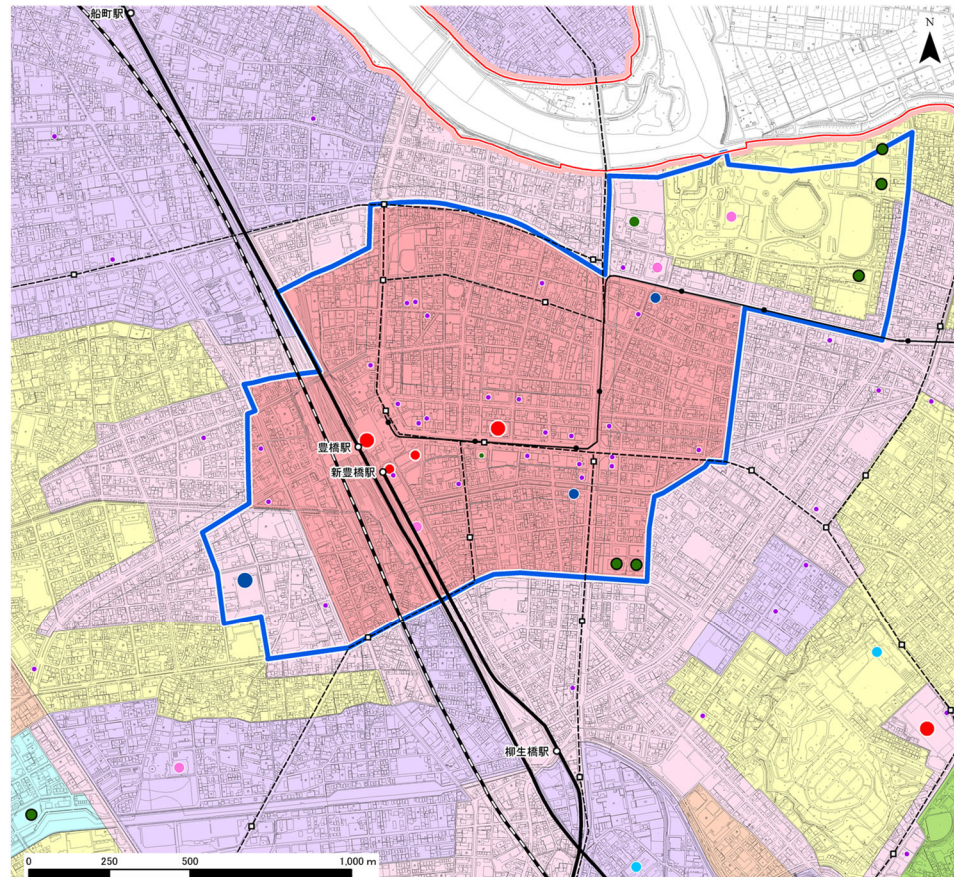
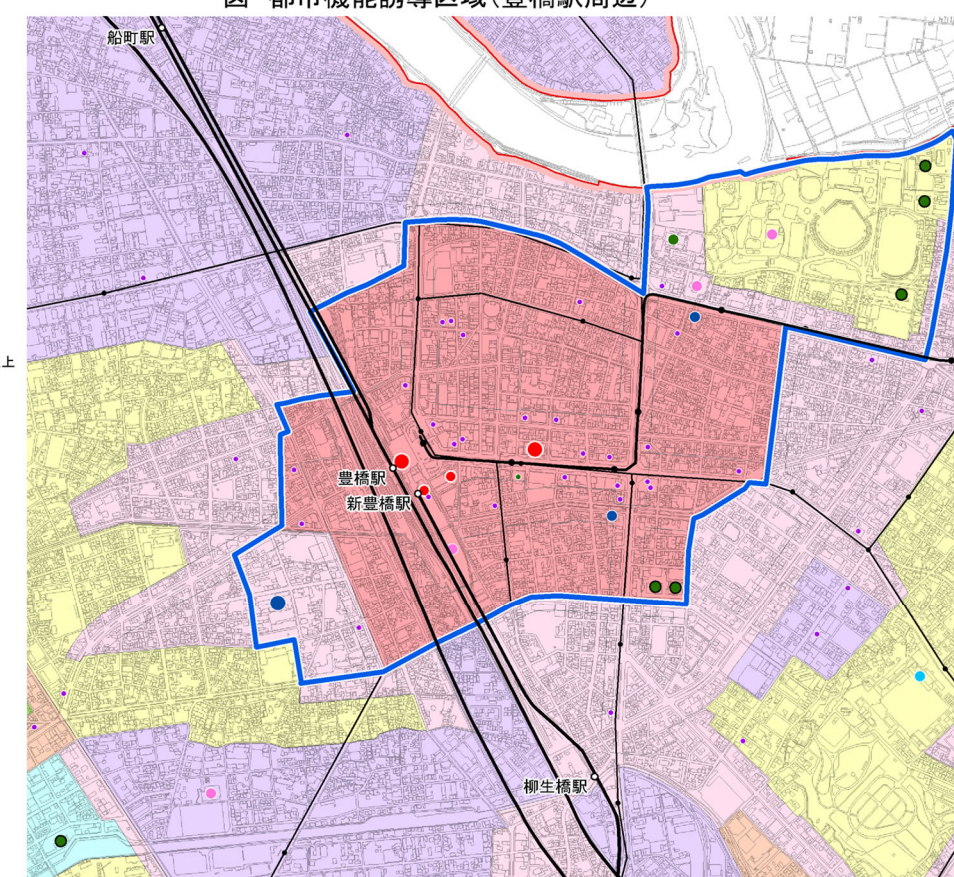


防災指針策定に伴う立地適正化計画の変更点 (1/10)

章	新		旧	
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	頁	現行計画 (H30. 9. 1)
2	24	<p>(5) 災害</p> <p>市域西部の三河湾沿岸や梅田川沿いの区域など、多くの地域で地震に伴う津波や高潮による浸水被害が想定されており、市街化区域でも浸水被害が見込まれます。</p> <p>図 津波による想定浸水深 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 津波による想定浸水深(過去地震最大) 0.5m未満 0.5m~1m 1m~2m 2m~5m 5m以上</p> <p>※変更なし</p> <p>図 津波による想定浸水深 (理論上最大想定モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 津波による想定浸水深(理論上最大) 0.5m未満 0.5m~1m 1m~2m 2m~5m 5m以上</p> <p>図 液状化危険度 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 液状化危険度(過去地震最大) 低い 高い 極めて高い</p> <p>※凡例を追加</p> <p>図 液状化危険度 (理論上最大想定モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 液状化危険度(理論上最大) 低い 高い 極めて高い</p> <p>(資料：豊橋市)</p>	<p>(5) 災害</p> <p>市域西部の三河湾沿岸や梅田川沿いの区域では、地震に伴う津波や高潮による浸水被害が想定されており、市街化区域の一部(花田町周辺)でも0.5m程度の浸水被害が見込まれます。</p> <p>図 津波による想定浸水深 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 津波による想定浸水深 0.5m未満 0.5m~1m 1m~2m 2m~5m 5m以上</p> <p>図 液状化危険度 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 液状化危険度(過去地震最大) 低い 高い 極めて高い</p>	
		16	<p>(5) 災害</p> <p>市域西部の三河湾沿岸や梅田川沿いの区域では、地震に伴う津波や高潮による浸水被害が想定されており、市街化区域の一部(花田町周辺)でも0.5m程度の浸水被害が見込まれます。</p> <p>図 津波による想定浸水深 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 津波による想定浸水深 0.5m未満 0.5m~1m 1m~2m 2m~5m 5m以上</p> <p>図 液状化危険度 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 液状化危険度(過去地震最大) 低い 高い 極めて高い</p>	<p>(5) 災害</p> <p>市域西部の三河湾沿岸や梅田川沿いの区域では、地震に伴う津波や高潮による浸水被害が想定されており、市街化区域の一部(花田町周辺)でも0.5m程度の浸水被害が見込まれます。</p> <p>図 津波による想定浸水深 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 津波による想定浸水深 0.5m未満 0.5m~1m 1m~2m 2m~5m 5m以上</p> <p>図 液状化危険度 (過去地震最大モデル)</p> <p>凡例 市街化区域 液状化危険度(過去地震最大) 低い 高い 極めて高い</p>

章	新		旧		
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	頁	現行計画 (H30. 9. 1)	
2	25	<p>図 洪水による想定浸水深 (計画規模)</p>	<p>図 洪水による想定浸水深 (想定最大規模)</p>	16	<p>図 河川想定浸水深</p>
		<p>図 高潮による想定浸水深 (伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし)</p>	<p>図 高潮による想定浸水深 (想定最大規模: 室戸台風規模・堤防等決壊あり)</p>		<p>図 高潮による想定浸水深</p>
(資料: 豊橋市)					
※災害ハザードの概要と規模については、第6章 防災指針にて詳述					

章	新		旧	
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	頁	現行計画 (H30. 9. 1)
4	26	<p>(2) 区域の設定方針 (略) 都市拠点では(中略)、本市の重要施策、広域機能としてのストックに加え、第6章 防災指針を踏まえて区域を設定します。</p>	25	<p>(2) 区域の設定方針 (略) 都市拠点では(中略)本市の重要施策や広域機能としてのストックなどを考慮して、区域を設定します。</p>
	27	<p>(1) 豊橋駅周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● 法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域は除外(第5章 居住誘導区域で詳述) ● (略) <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 病院(病床数200床以上) 病院(病床数200床未満) 総合福祉センター 国・都道府県の機関 市役所 窓口センター 高等学校・大学・短期大学等 図書館、美術館、劇場等 銀行、信用金庫、郵便局 大型小売店 店舗面積10,000㎡以上 小売店 店舗面積3,000㎡以上 市街化区域 新幹線 鉄道 路面電車 路線バス(公共交通幹線軸) 鉄道駅 停留場 バス停 <p>用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域  <p>図 都市機能誘導区域(豊橋駅周辺)</p> <p>(H30.9.1 公表の図から都市機能誘導区域を見直し)</p> <p>※都市機能誘導区域を変更 ※凡例に「新幹線」「鉄道」「路面電車」「路線バス(公共交通幹線軸)」「鉄道駅」「停留場」「バス停」を追加</p>	29	<p>(1) 豊橋駅周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● (略) <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 病院(病床数200床以上) 病院(病床数200床未満) 総合福祉センター 国・都道府県の機関 市役所 窓口センター 高等学校・大学・短期大学等 図書館、美術館、劇場等 銀行、信用金庫、郵便局 大型小売店 店舗面積10,000㎡以上 小売店 店舗面積3,000㎡以上 市街化区域 <p>用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域  <p>図 都市機能誘導区域(豊橋駅周辺)</p>

章	新		旧	
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	頁	現行計画 (H30. 9. 1)
4	28	<p>(2) 南栄駅周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ●法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域は除外(第5章 居住誘導区域で詳述) ● (略) <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 病院(病床数200床以上) 病院(病床数200床未満) 総合福祉センター 国・都道府県の機関 市役所 窓口センター 高等学校・大学・短期大学等 図書館、美術館、劇場等 銀行、信用金庫、郵便局 大型小売店 店舗面積10,000㎡以上 小売店 店舗面積3,000㎡以上 市街化区域 新幹線 鉄道 路面電車 路線バス(公共交通幹線軸) 鉄道駅 停留場 バス停 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 <p>図 都市機能誘導区域(南栄駅周辺)</p> <p>(H30.9.1 公表の図から都市機能誘導区域を見直し)</p> <p>※都市機能誘導区域を変更 ※凡例に「新幹線」「鉄道」「路面電車」「路線バス(公共交通幹線軸)」「鉄道駅」「停留場」「バス停」を追加</p>	30	<p>(2) 南栄駅周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● (略) <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 病院(病床数200床以上) 病院(病床数200床未満) 総合福祉センター 国・都道府県の機関 市役所 窓口センター 高等学校・大学・短期大学等 図書館、美術館、劇場等 銀行、信用金庫、郵便局 大型小売店 店舗面積10,000㎡以上 小売店 店舗面積3,000㎡以上 市街化区域 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 <p>図 都市機能誘導区域(南栄駅周辺)</p>

章	新		旧	
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	頁	現行計画 (H30. 9. 1)
4	29	<p>(3) 二川駅周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● 法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域は除外 (第5章 居住誘導区域で詳述) ● (略) <p>図 都市機能誘導区域(二川駅周辺)</p> <p>(H30.9.1 公表の図から都市機能誘導区域を見直し)</p> <p>※都市機能誘導区域を変更 ※凡例に「新幹線」「鉄道」「路面電車」「路線バス (公共交通幹線軸)」「鉄道駅」「停留場」「バス停」を追加</p>	31	<p>(3) 二川駅周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● (略) <p>図 都市機能誘導区域(二川駅周辺)</p>

章	新 建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	旧 現行計画 (H30. 9. 1)
4	<p>30</p> <p>(4) 井原停留場周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ●法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域は除外 (第5章 居住誘導区域で詳述) ● (略) <p>図 都市機能誘導区域 (井原停留場周辺)</p> <p>(H30.9.1 公表の図から都市機能誘導区域を見直し)</p> <p>※都市機能誘導区域を変更 ※凡例に「新幹線」「鉄道」「路面電車」「路線バス (公共交通幹線軸)」「鉄道駅」「停留場」「バス停」を追加</p>	<p>32</p> <p>(4) 井原停留場周辺 【区域設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● (略) <p>図 都市機能誘導区域 (井原停留場周辺)</p>

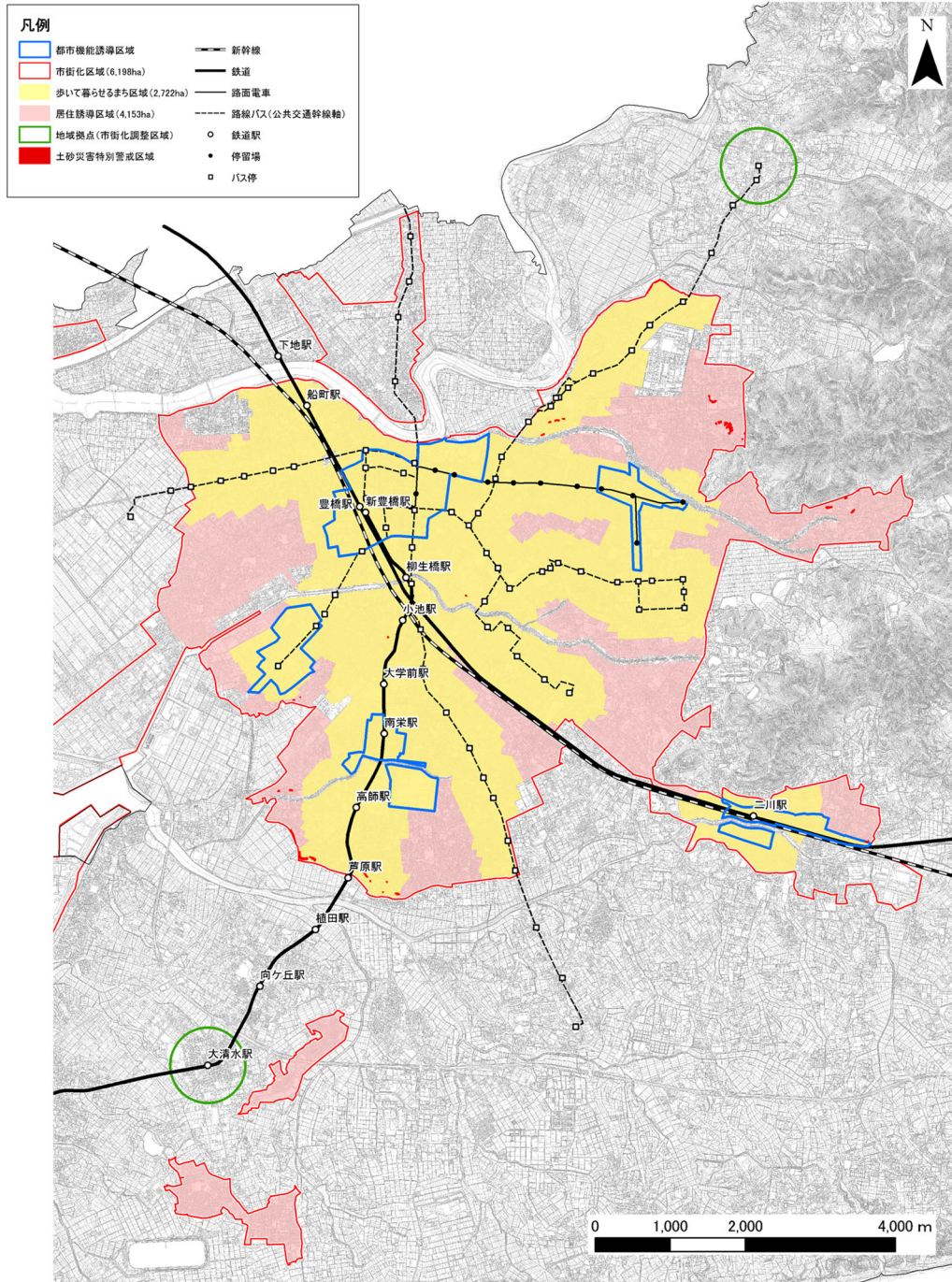
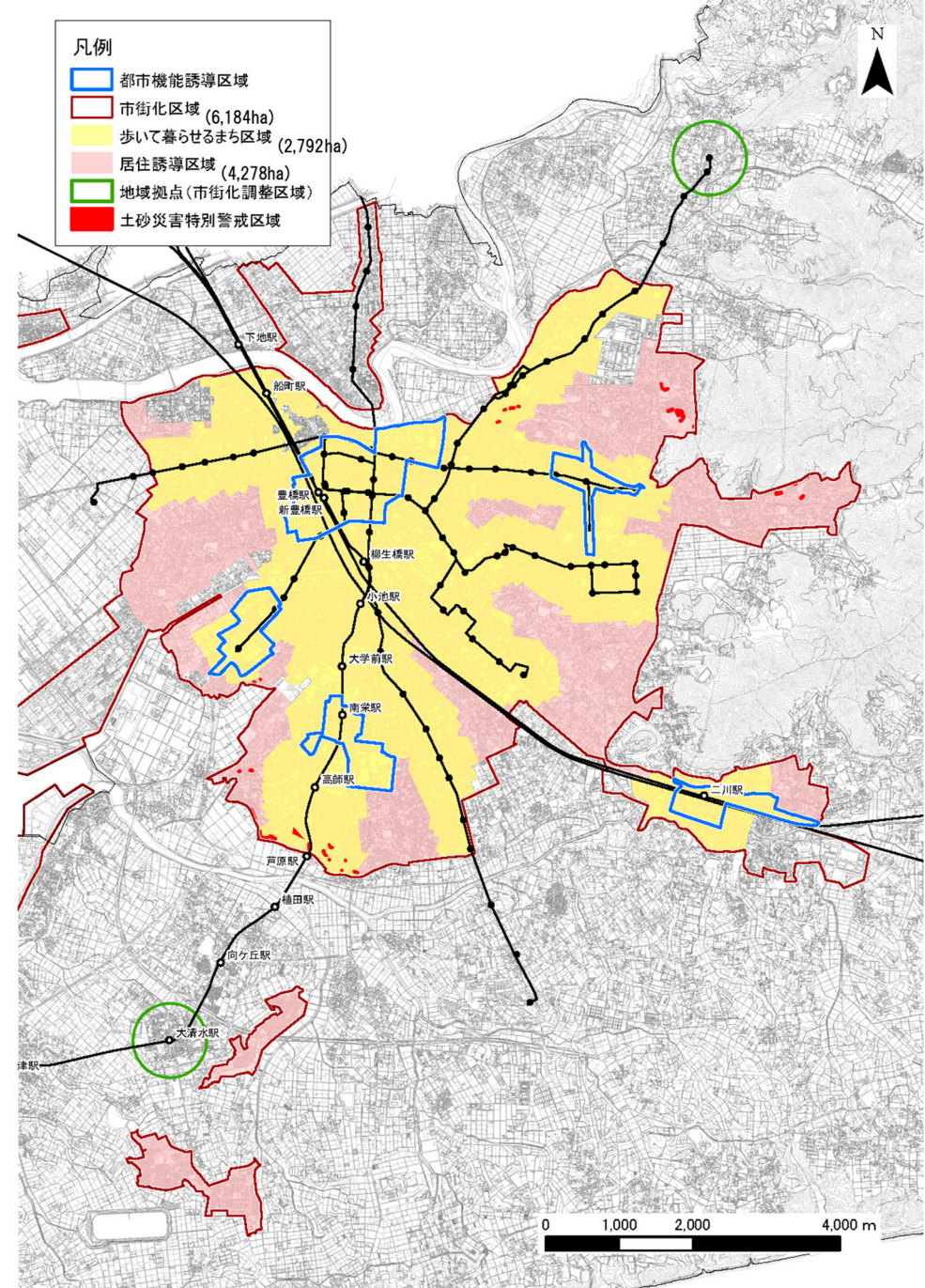
防災指針策定に伴う立地適正化計画の変更点(7/10)

章	新 建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	旧 現行計画 (H30. 9. 1)																																																				
4	<p>31</p> <p>図 都市機能誘導区域(全体図)</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>都市機能誘導区域</td> <td>用途地域</td> </tr> <tr> <td>新幹線</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>第二種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>路面電車</td> <td>第一種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>路線バス(公共交通幹線軸)</td> <td>第二種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>鉄道駅</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>停留場</td> <td>第二種住居地域</td> </tr> <tr> <td>バス停</td> <td>準住居地域</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工業専用地域</td> </tr> </table> <p>※豊橋駅周辺、南栄駅周辺、二川駅周辺、井原停留場周辺の都市機能誘導区域を変更 ※凡例の公共交通を「新幹線」「鉄道」「路面電車」「路線バス(公共交通幹線軸)」「鉄道駅」「停留場」「バス停」に変更</p>	都市機能誘導区域	用途地域	新幹線	第一種低層住居専用地域	鉄道	第二種低層住居専用地域	路面電車	第一種中高層住居専用地域	路線バス(公共交通幹線軸)	第二種中高層住居専用地域	鉄道駅	第一種住居地域	停留場	第二種住居地域	バス停	準住居地域	市街化区域	近隣商業地域		商業地域		準工業地域		工業地域		工業専用地域	<p>34</p> <p>図 都市機能誘導区域(全体図)</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>都市機能誘導区域</td> <td>用途地域</td> </tr> <tr> <td>電停</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>市電</td> <td>第二種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>幹線バス停</td> <td>第一種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>幹線バス路線</td> <td>第二種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第二種住居地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>準住居地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工業専用地域</td> </tr> </table>	都市機能誘導区域	用途地域	電停	第一種低層住居専用地域	市電	第二種低層住居専用地域	幹線バス停	第一種中高層住居専用地域	幹線バス路線	第二種中高層住居専用地域	市街化区域	第一種住居地域		第二種住居地域		準住居地域		近隣商業地域		商業地域		準工業地域		工業地域		工業専用地域
都市機能誘導区域	用途地域																																																					
新幹線	第一種低層住居専用地域																																																					
鉄道	第二種低層住居専用地域																																																					
路面電車	第一種中高層住居専用地域																																																					
路線バス(公共交通幹線軸)	第二種中高層住居専用地域																																																					
鉄道駅	第一種住居地域																																																					
停留場	第二種住居地域																																																					
バス停	準住居地域																																																					
市街化区域	近隣商業地域																																																					
	商業地域																																																					
	準工業地域																																																					
	工業地域																																																					
	工業専用地域																																																					
都市機能誘導区域	用途地域																																																					
電停	第一種低層住居専用地域																																																					
市電	第二種低層住居専用地域																																																					
幹線バス停	第一種中高層住居専用地域																																																					
幹線バス路線	第二種中高層住居専用地域																																																					
市街化区域	第一種住居地域																																																					
	第二種住居地域																																																					
	準住居地域																																																					
	近隣商業地域																																																					
	商業地域																																																					
	準工業地域																																																					
	工業地域																																																					
	工業専用地域																																																					

防災指針策定に伴う立地適正化計画の変更点 (8/10)

章	新		旧	
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	頁	現行計画 (H30. 9. 1)
5	33	<p>(略)</p> <p>ただし、上記区域であっても、第6章 防災指針を踏まえ、法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域については、「居住誘導区域」および「歩いて暮らせるまち区域」から除外します。また、発生頻度が低い想定最大規模等*1の浸水想定区域については、地域における避難対策などのソフト対策による対応を基本とすることで、居住誘導区域から除外しないものとします。</p> <p>「居住誘導区域」および「歩いて暮らせるまち区域」は、道路などの地形地物や用途地域境界等を踏まえ、区域の境界を定めるものとします。</p> <p>*1 災害種別によっては想定最大規模や計画規模などといった発生頻度の異なる様々な規模の浸水想定区域が存在するため、洪水や高潮では想定最大規模を、津波では理論上最大想定モデルを想定最大規模等とする。</p>	38	<p>(略)</p> <p>ただし、上記区域であっても、災害危険性が懸念される区域は「居住誘導区域」および「歩いて暮らせるまち区域」から除外するものとし、道路などの地形地物や用途地域境界等を踏まえ、区域の境界を定めるものとします。</p>
	34	<p>図 「居住誘導区域」および「歩いて暮らせるまち区域」の設定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (略) ■ (略) <p>■上記のうち、第6章 防災指針を踏まえ、以下の区域は除外</p> <p>【法令により居住誘導区域に含まない区域】</p> <p>都市再生特別措置法により居住誘導区域に含まないこととされている以下の区域については、居住誘導区域および歩いて暮らせるまち区域から除外します。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）【土砂災害防止法第9条】</p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域（対策済のものを除く）【急傾斜地法第3条】</p> <p>【居住を誘導することが適当ではない区域】</p> <p>洪水や高潮において、浸水深2m以上が想定される区域は、一般的な家屋の1階の軒下まで浸水すると想定されており、1階にとどまることが難しく、屋外での避難行動もとれないため身の安全を確保できないおそれがあります。また、津波においては、浸水深1m以上が想定される区域は、浸水に勢いがあるため生命に関わる被害が懸念されます。さらに、家屋倒壊等氾濫想定区域は、発生頻度は低いものの、発生した場合、家屋が倒壊・流失する等の危険が生じると想定されます。これらの区域は、居住を制限するものではありませんが、その多くは早期の立退き避難が必要な区域であるため、中長期的な居住誘導の観点から居住誘導区域および歩いて暮らせるまち区域から除外します。</p> <p>○洪水想定浸水深が2.0m以上の区域（計画規模）(P. 25を参照)</p> <p>○高潮想定浸水深が2.0m以上の区域（伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし）(P. 25を参照)</p> <p>○津波想定浸水深が1.0m以上の区域（過去地震最大モデル）(P. 24を参照)</p> <p>○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）(P. 11を参照)</p>	38	<p>図 「居住誘導区域」および「歩いて暮らせるまち区域」の設定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (略) ■ (略) <p>○上記のうち、以下の災害危険性が懸念される区域は除外します。（計画書P. 16を参照）</p> <p>・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）</p> <p>・河川想定浸水深が2.0m以上の区域</p> <p>・高潮想定浸水深が2.0m以上の区域</p> <p>・津波想定浸水深が1.0m以上の区域（過去地震最大モデル）</p>

防災指針策定に伴う立地適正化計画の変更点 (9/10)

章	新 建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)	旧 現行計画 (H30. 9. 1)
5 35	<p data-bbox="587 346 1009 373">図 居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域</p>  <p data-bbox="252 1680 1365 1890"> ※居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域、都市機能誘導区域を変更 ※土砂災害特別警戒区域を更新 ※凡例の「市街化区域」「歩いて暮らせるまち区域」「居住誘導区域」の面積を変更 ※凡例に「新幹線」「鉄道」「路面電車」「路線バス(公共交通幹線軸)」「鉄道駅」「停留場」「バス停」を追加 </p>	<p data-bbox="1855 346 2276 373">図 居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域</p> 
	39	39

防災指針策定に伴う立地適正化計画の変更点 (10/10)

章	新				旧																																										
	頁	建設消防委員会資料 (R5. 5. 30)			頁	現行計画 (H30. 9. 1)																																									
7	36	第7章 計画の目標値と評価 2. 評価指標と目標値の設定 (1) 都市機能や居住の誘導に関する評価指標・目標値 本計画は、(中略)本市が抱える課題の解決を視点に、 <u>都市機能や居住</u> を適正に誘導し、持続可能なまちづくりの推進を図るものです。 そこで、本計画においては、目標や課題解決に向けて <u>都市機能や居住</u> の誘導を図ることにより期待される効果を(中略)評価指標と目標値を設定します。			43	第6章 計画の目標値と評価 2. 評価指標と目標値の設定 本計画は、(中略)本市が抱える課題の解決を視点に、 <u>居住や都市機能</u> を適正に誘導し、持続可能なまちづくりの推進を図るものです。 そこで、本計画においては、目標や課題解決に向けて <u>居住や都市機能</u> の誘導を図ることにより期待される効果を(中略)評価指標と目標値を設定します。																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価指標</th> <th>単位</th> <th>現況値</th> <th>目標値 (R22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市機能誘導区域 内の誘導施設数</td> <td>広域機能 (豊橋駅周辺)</td> <td rowspan="2">件</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>広域機能+地域機能 (すべての都市機能誘導区域)</td> <td>56</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td colspan="2">居住誘導区域内人口の割合 (歩いて暮らせるまち区域を含む)</td> <td>%</td> <td>68.4</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩いて暮らせるまち区域内の人口</td> <td>人</td> <td>163,761</td> <td>166,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口については、H27 国勢調査による。</p>	評価指標			単位	現況値	目標値 (R22年度)	都市機能誘導区域 内の誘導施設数	広域機能 (豊橋駅周辺)	件	20	25	広域機能+地域機能 (すべての都市機能誘導区域)	56	70	居住誘導区域内人口の割合 (歩いて暮らせるまち区域を含む)		%	68.4	74	歩いて暮らせるまち区域内の人口		人	163,761	166,300	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指標</th> <th>単位</th> <th>現況</th> <th>目標年次 (H52年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市機能誘導区域 内の誘導施設数</td> <td>広域機能 (豊橋駅周辺)</td> <td rowspan="2">件</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>広域機能+地域機能 (すべての都市機能誘導区域)</td> <td>56</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td colspan="2">居住誘導区域内人口の割合 (歩いて暮らせるまち区域を含む)</td> <td>%</td> <td>69.4</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩いて暮らせるまち区域内の人口</td> <td>人</td> <td>164,888</td> <td>167,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口については、H27 国勢調査を基による。</p>	指標		単位	現況	目標年次 (H52年度)	都市機能誘導区域 内の誘導施設数	広域機能 (豊橋駅周辺)	件	20	25	広域機能+地域機能 (すべての都市機能誘導区域)	56	70	居住誘導区域内人口の割合 (歩いて暮らせるまち区域を含む)		%	69.4	75	歩いて暮らせるまち区域内の人口	
評価指標		単位	現況値	目標値 (R22年度)																																											
都市機能誘導区域 内の誘導施設数	広域機能 (豊橋駅周辺)	件	20	25																																											
	広域機能+地域機能 (すべての都市機能誘導区域)		56	70																																											
居住誘導区域内人口の割合 (歩いて暮らせるまち区域を含む)		%	68.4	74																																											
歩いて暮らせるまち区域内の人口		人	163,761	166,300																																											
指標		単位	現況	目標年次 (H52年度)																																											
都市機能誘導区域 内の誘導施設数	広域機能 (豊橋駅周辺)	件	20	25																																											
	広域機能+地域機能 (すべての都市機能誘導区域)		56	70																																											
居住誘導区域内人口の割合 (歩いて暮らせるまち区域を含む)		%	69.4	75																																											
歩いて暮らせるまち区域内の人口		人	164,888	167,400																																											